

広島県告示第五百八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成二十九年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

走島あみこぎ網加入区（走島区域）	区 域
あみこぎ網漁業	区 分